

放課後児童健全育成事業助成要綱

【趣 旨】

第1条 この要綱は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（以下「放課後児童」という。）に対し、授業の終了後等に、適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図るため、地域の住民等（放課後児童健全育成事業に活用できる施設を有さない特定非営利活動法人等を含む。）が自主的に地域活動の一環として実施する放課後児童健全育成事業（以下「地域方式」という。）、社会福祉法人が社会福祉施設等を活用して実施する放課後児童健全育成事業（以下「社会福祉法人方式」という。）、学校法人等が幼稚園等を活用して実施する放課後児童健全育成事業（以下「学校法人方式」という。）、に対して助成費を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

なお、放課後児童健全育成事業助成費の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

【助成の対象】

第2条 助成費の交付は、次の各号に該当する放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）の代表者に対して行う。

- (1) 原則として1日10人以上の児童を育成していること。ただし、5人以上10人未満の場合で、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- (2) 放課後児童を対象としていること。
- (3) 実施場所については、市長に事前協議した場所であるとともに、地域住民の理解と協力を得られる場所であること。
- (4) 公開性、公平性を有すること。
- (5) 第3条に規定する設備及び運営の基準に適合すること。
- (6) 保護者から徴収する利用料については、おおむね月額20,000円を超えないこと。
- (7) 新たに実施しようとする場合は、原則として当該小学校区に他の公設学童保育施設及び本要綱に基づき助成を受ける学童保育施設が存在しないこと。

但し、既設の小学校区においても、既設施設が条例に定める面積基準を下回るおそれがある場合などで、市長が特に必要と認める場合は、対象とすることができる。

- (8) 事業者は、放課後児童健全育成事業の安定した運営が可能な人的能力及び経済的基礎を有するものとする。

【設備及び運営の基準】

第3条 設備及び運営の基準については、次のとおりとする。

- (1) 「神戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下「条例」という。）に定める基準を満たしていること。

(2) 設備の基準

ア 事業実施中児童が専用的に使用できる育成室を有すること。なお、育成室の面積は、児童1人につきおおむね1.98平方メートル以上であること。ただし、平成27年4月1日時点で、既に放課後児童健全育成事業を実施していた場合については、児童1人につきおおむね1.98平方メートルを目指して実施場所を確保するよう努めることとし、当分の間は児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上であること。

また、手洗い場、簡単な調理スペース及び便所のほか事業の実施に適当な設備を有すること。

イ アに定める設備については、特に、児童の保健衛生及び安全確保の見地から支障がないものであること。

(3) 運営の基準

ア 事業運営委員会が設置され、管理運営の責任体制が明確であること。ただし、法人が運営する場合については、理事会をもってこれに替えることができる。

イ 事業運営委員会は、委員5名以上をもって組織し、その委員は、地域における次のような関係者のうちから選任するものとする。ただし、保護者代表の数は、委員総数の3分の1を超えてはならない。

自治会、婦人会、子ども会等地域の代表、民生委員、児童委員、主任児童委員、小学校教諭（校長、教頭含む）、PTA代表、保護者代表、その他児童の健全育成に理解と熱意を有する者。

ウ 管理責任者及び条例に規定する放課後児童支援員（ただし、支援の単位ごとに放課後児童支援員のうち1名を除き補助員で可。）（以下「放課後児童支援員等」という。）が配置されていること。

エ 時間は、平日は1日おおむね4時間以上、土曜日・学校休業日は1日おおむね8時間以上であること。地域の状況により土曜日に開設しない場合の運営費については、第5条第1号で定めるものとする。

【対象経費】

第4条 助成費は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ該当各号に掲げる経費に充てるものとする。

- (1) 運営費 放課後児童支援員等の報酬等に要する経費（平成25年度の報酬に対する処遇改善分を含む）及びその他施設の管理運営に直接必要とする経費（ただし、衛生・安全対策費及び認定研修助成費を除く）
- (2) 賃料助成費 施設等借上に要する経費（家賃相当額であり管理費、共益費、光熱水費等を除く）
- (3) 障害児受入加算 障害児を受け入れるにあたり、体制を強化するのに必要な経費
- (4) 要配慮児受入加算 障害児受入加算対象（療育手帳、障害者手帳、こども家庭センターの判定書の所持、特別支援学級に在籍等）ではないが、座って話を聞けない、外に飛び出してしまう等の意思疎通を図ることが困難な児童へ対応するための経費。ただし前項（3）で障害児受入加算を受けている

施設は対象としない。

- (5) 施設維持費 施設移転費、耐震改修、災害による破損部分の修復や防災対策に伴う経費
- (6) 衛生・安全対策費 放課後児童支援員等の健康診断に要する経費（放課後児童支援員等とは、事業の代表者から市長に対し、「施設等調査票」「月報」等により放課後児童支援員等として届け出のあった者で、市長が認める者とする）。
- (7) 早朝加算 学校休業日または土曜日に午前8時から開設する場合の放課後児童支援員等への報酬等に要する経費及びその他施設の管理運営に直接必要とする経費。（ただし、衛生・安全対策費及び認定研修助成費を除く。）
- (8) 長時間開設加算 午後6時を越えて開設する場合の放課後児童支援員等への報酬等に要する経費及びその他施設の管理運営に直接必要とする経費（ただし、衛生・安全対策費及び認定研修助成費を除く）
- (9) 認定研修助成費 都道府県等が行う放課後児童支援員研修受講に要する経費
- (10) 放課後児童支援員 常勤の放課後児童支援員を対象として、経験等に応じた処遇改善 処遇改善を行うために必要な経費（助成内容等の詳細については「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善交付要領」に定める。）
- (11) 県警ホットライン設置助成費 防犯・安全対策のため、県警ホットラインを新たに設置する場合に要する経費
- (12) ICTシステム助成費 来退所管理等を目的としたICTシステムの導入に要する経費
- (13) 学習支援加算 実施時間内において、学童保育利用者を対象に宿題の見守り等の学習支援を実施するための必要な経費（学習支援員の人件費や、学習支援に必要な備品費とWi-Fi等の維持に係る経費）
- (14) 送迎支援加算 下記の要件に該当する施設において、小学校から学童保育へ往來の際に送迎支援を実施することで安全確保を図るために必要な経費（送迎支援を行う職員等に係る人件費や公共交通機関を利用し職員等が付き添う場合の交通費（児童分は除く。）

ア. 学校から学童保育施設まで一定以上（概ね600m以上）距離が離れている場合

イ. 学童保育施設への往來途中、交通量が多い等危険を伴う場合

ウ. その他送迎支援を実施せざるをえない特別の事情がある場合

- (15) 処遇改善臨時特例事業費 学童保育に従事する全職員を対象として、処遇改善を図るために必要な経費（助成内容等の詳細については、「処遇改善臨時特例事業交付要領」に定める。）

(16) その他市長が特別に必要と認めた経費

【助成金の額等】

第5条 助成費は、次の基準によることとし、それぞれ該当各号に掲げる額を上限として、予算の範囲内で交付する。

(1) 運営費 下表のとおり（登録児童数による。）

（金額はいずれも年額）

	児童5人以上 10人未満の施設	児童10人以上 20人未満の施設	児童20人以上 41人未満の施設	児童41人以上 81人未満の施設	児童81人以上 の施設
全日開設 の場合	1,378,000円以内	2,053,000円以内	4,194,000円以内	4,420,000円以内	6,153,000円以内
土曜日に 開設しな い場合	1,378,000円以内	1,641,000円以内	3,356,000円以内	3,537,000円以内	4,840,000円以内

(2) 賃料助成費 年額 1,500,000 円以内

年額賃料が 500,000 円以内の場合	年額賃料の全額
年額賃料が 500,000 円を超える場合	上記上限額の範囲内で、 (年額賃料-50 万円)×1/2+50 万円 (百円未満切り捨てとする。)

(3) 障害児受入加算

- ア. 障害児 1～2 名 年額 1,956,000 円以内
 イ. 障害児 3 名以上 1 名あたり 年額 978,000 円以内

(4) 要配慮児受入加算 1 施設あたり年額 978,000 円以内

(5) 施設維持費 下表のとおり

対象	全施設
受入児童数増や 防災対策を目的 とした施設移転 費	受入可能児童数増、または防災対策（耐震建物への移転や土砂災害警戒 区域外への移転等）を目的とした施設移転費 2,500千円以内（一度のみ） ※移転前施設の原状回復費、移転先の礼金・改修費などの準備経費を含 み、敷金を含まない
耐震改修	補助対象工事費の金額による（一度のみ） 50万円以上100万円未満：50万円 100万円以上200万円未満：80万円 200万円以上300万円未満：110万円 300万円以上：130万円
修繕（※）	年100千円以内

※修繕費の助成対象は、災害による破損部分の修復、防災対策に限る。

(6) 衛生・安全対策費 放課後児童支援員等 1 名あたり 年額 4,300 円以内

(7) 早朝加算 学校休業日のみ 年額 28,780 円以内
土曜日のみ 年額 54,220 円以内
学校休業日及び土曜日 年額 83,000 円以内

(8) 長時間開設加算 年額 346,000 円以内

ただし、19 時以降開設施設については延長登録児童数に応じて下表のとおり。19 時半以降も開設する場合は下表に加え、「放課後児童クラブ開所時間延長支援事業実施要綱」7「補助率及び補助金の算定方法」により算定された補助額を加算する。

(金額はいずれも年額)

延長登録児童数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人以上
19 時以降	678 千円 以内	639 千円 以内	599 千円 以内	559 千円 以内	518 千円 以内	479 千円 以内	439 千円 以内	419 千円 以内

(9) 認定研修助成費

ア. 対象者 1 名の場合 年額 25,440 円以内

イ. 対象者 2 名の場合 年額 50,880 円以内

(10) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善

ア. 放課後児童支援員 1 人あたり 年額 131,000 円

イ. 経験年数 5 年以上で一定の研修を受講した放課後児童支援員
1 人あたり 年額 263,000 円

ウ. 経験年数 10 年以上で一定の研修を受講し、事業所長的立場の放課後児童支援員
1 人あたり 年額 394,000 円

ただし、919,000 円を上限額とする。

(11) 県警ホットライン設置助成費

1 施設あたり 63,000 円を上限とし、設置費用の半額を助成。

また、新たに設置する施設のみを対象とし、既存設備の更新及び追加設置に要する経費は対象としない。

(12) ICT システム助成費

システム導入年度の助成は 1 施設あたり 1,415,000 円を上限とし、導入にかかる費用を助成。導入翌年度以降、維持費として 1 施設あたり 264,000 円を定額で助成する。

(13) 学習支援加算

ア. 人件費等 1 施設あたり年額 458,000 円

イ. Wi-Fi 設備の維持に係る費用 1 施設あたり年額 178,000 円

ウ. Wi-Fi 設備の整備にかかる費用 1 施設あたり年額 150,000 円 ※令和 3 年度に限る

(14) 送迎支援加算 1 施設あたり年額 493,000 円。

(15) 処遇改善臨時特例事業費

11,000 円×対象職員数×実施月数

【申 請】

第 6 条 助成費の交付を受けようとする事業の代表者（以下「申請者」という。）は、毎年度放課後児童健全育成事業助成費交付申請書（様式第 1 号・様式第 1 号-2）を市長に提出しなければならない。

【決 定】

第 7 条 市長は、前条の規定に基づく申請があった場合は、これを審査のうえ、助成の適否を決定する。

- 2 前項の規定により、助成を適当と認めた者に対しては、予算の範囲内で交付額を決定する。
- 3 適否については、その決定後すみやかに申請者に対し、放課後児童健全育成事業助成費交付承認・不承認決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

【事業の変更等】

第 8 条 第 7 条第 3 項の通知を受けた者は、交付決定後に補助金規則第 7 条第 1 号に掲げる承認を受けようとするときは、助成金交付決定内容変更承認申請書（様式第 1 号-3）を、同条第 2 号に掲げる承認を受けようとするときは、助成事業中止（廃止）承認申請書（様式第 1 号-4）を、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を助成金交付決定変更通知書又は補助事業中止（廃止）承認通知書により、申請者に通知するものとする。

【実績報告】

第 9 条 助成費の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は当該補助事業終了後、速やかに、放課後児童健全育成事業実績報告書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 受給者は、その補助金に係る収支を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、5 年間保管しておかななければならない。

（交付額の確定）

第 10 条 市長は書類の審査等を行い、補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、次に掲げる書類により、補助団体に通知するものとする。

- (1) 交付承認決定通知書（様式第 2 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

- 2 確定した補助金等の交付額が、補助金の交付決定における交付予定額と同額である場合は、

前項の規定による通知を省略することができる。

【請 求】

第 1 1 条 前条に基づき、放課後児童健全育成事業助成費交付承認決定通知を受けた申請者は、放課後児童健全育成事業助成費交付請求書（様式第 3 号）を市長に提出するものとする。

【助成金の交付】

第 1 2 条 市長は、交付額の確定後、申請者からの請求（様式第 3 号）に基づき、助成金を交付するものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、事業の完了前に、申請者に対して、助成金の交付予定額の全部または一部について第 12 条 4 項に定める助成費を除き概算払いにて交付できるものとする。
- 3 助成金を請求し、交付を受けている団体について、確定した事業にかかる経費が、助成予定額よりも少ない場合は、その差額を市に返還するものとする。
- 4 施設維持費のうち耐震改修、修繕費、衛生・安全対策費、認定研修助成費、県警ホットライン設置助成費、ICT システム助成費、学習支援加算のうち Wi-Fi 設備の整備に係る費用（令和 3 年度分に限る）、その他市長が特別に必要と認めた経費は経費の支払い実績に基づいて交付する。
- 5 市長は、交付決定後に補助金規則第 7 条第 1 号に掲げる承認が適当であると認めたときは、増額分の助成金を追加交付できるものとする。
- 6 施設が廃止、休止又は停止等により助成費の交付の対象外となったときは、申請者は、対象外となった日の属する月の翌月から当該年度の 3 月までの期間に相当する助成費（ただし、施設維持費、衛生・安全対策費、認定研修助成費、県警ホットライン設置助成費、ICT システム助成費、その他市長が特別に必要と認めた経費を除く）を月割り（100 円未満切捨て）により返還しなければならない。ただし、休止又は停止の場合で当該年度途中で再開し、助成の対象となったときは、申請者は対象となった日の属する月の翌月から当該年度の 3 月までの期間に相当する助成費についてのみ、改めて第 6 条の申請を行うことができるものとする。

【報 告】

第 1 3 条 受給者は、放課後児童健全育成事業月報（様式第 5 号）により翌月の 5 日までに市長に報告しなければならない。

ただし当該年度 3 月分については、3 月末事業終了後速やかに報告しなければならない。

【調 査】

第 1 4 条 市長は、受給者に対して助成費の執行状況について報告を求め、又は帳簿書類その他必要な物件を調査することができる。

【取り消し及び返還】

第 1 5 条 市長は、受給者が次の各号の一に該当する場合には、助成費の交付の決定を取り消

し、又は既に交付した助成費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 助成の要件を満たさないとき。
- (2) 虚偽その他の不正な手段により助成費の交付を受けたとき。

【法令との関係】

第16条 事業を実施するにあたっては、児童福祉法、条例等関係法令の規定に従わなければならない。

2 前項のうち児童福祉法により届出等が必要なものは、神戸市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱に基づいて行わなければならない。

【施行の細目】

第17条 この要綱の実施について必要な事項は、主管局長が定める。

付 則

この要綱は、昭和47年7月20日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和48年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

ただし、第4条1項13号及び14号の規定は、令和4年4月1日から施行とする。